



基本方針3: 自転車の強みを発揮した地域づくり

(7) 都心部におけるコミュニティサイクルの利便性向上と観光利用の促進

施策18 DATE BIKEの利便性向上

(施策の考え方)

本市におけるコミュニティサイクル事業「DATE BIKE (ダテバイク)」は、エリア拡大やポート増設も進み、市民への浸透が進んでいます。

今後、ニーズを踏まえたポート配置や高密度化のほか、MaaS (=Mobility as a Service) * による市内の各種交通手段やまちのアクティビティとのつながりを構築し、利用の拡大を図ります。

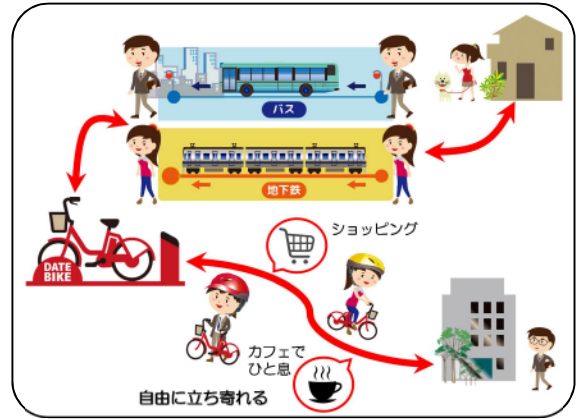


図 4. 52 公共交通機関とDATE BIKEを活用した移動イメージ

第4章



図 4.53 サイクルポートマップ

出典：仙台コミュニティサイクル DATE BIKEご利用ガイド (令和2年4月)

(具体的な取り組み)

- ①公共交通機関の接続や利用状況等を踏まえた、適切なポートの配置
- ②「仙台MaaS (=Mobility as a Service)」によるDATE BIKEと他の移動サービスをシームレスに乗り換えることができる仕組みの構築

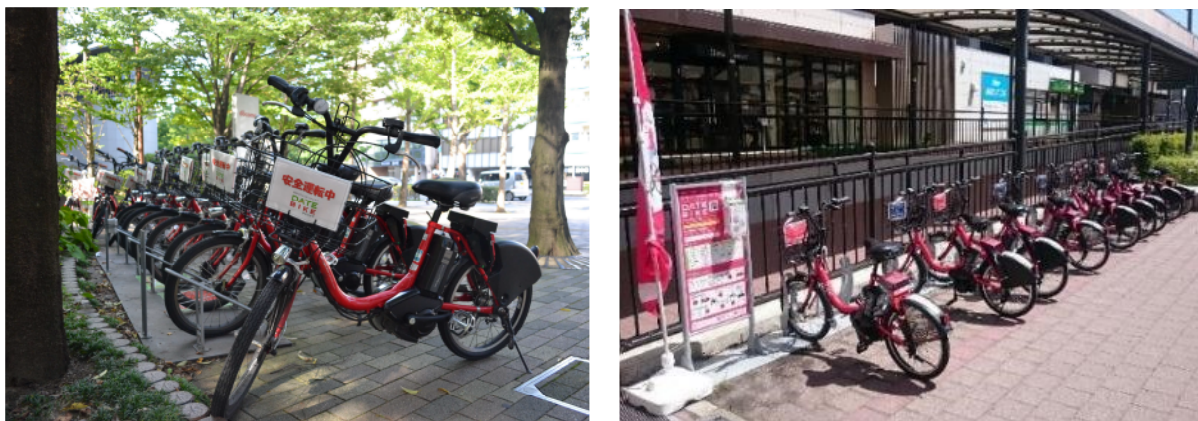


図 4.54 DATE BIKE 駐輪ポート

【MaaS】とは

○MaaS (Mobility as a Service) とは、目的地までの移動に対して、ルートや移動手段、さらには街なかの飲食店やイベント等の情報を組み合わせてモビリティとまちのアクティビティを“1つのサービスとして提供”する仕組みです。スマートフォン等で検索・予約・決済を一括して行うことができます。

○この仕組みを活用することで、利用者が様々な移動手段や目的地を考える際、望ましい情報を簡単に入手し、移動しやすくなります。その結果、自動車に過度に依存した状態から、“様々な移動手段を賢く使う生活”への変容が期待でき、また、目的地である“まちの魅力が向上”し、賑わいを創出するツールとして、今、全国的に期待されています。

参考：MaaSの概要



図 4.55 MaaSの概念図と解決に貢献する地域課題

出典：国土交通省

施策19 来訪者等へのDATE BIKE利用を促す情報提供

(施策の考え方)

来訪者等の市内における移動手段としてDATE BIKE利用を促進するため、外国人を含む利用者にわかりやすいパンフレットやホームページによる案内を行うとともに、鉄道駅などの公共施設における案内表示の設置を検討します。

(具体的な取り組み)

- ①パンフレットやホームページによる、DATE BIKE利用方法の周知
- ②多言語版の媒体を活用した外国人に対する情報提供の実施
- ③案内表示方法について検討し、鉄道駅等における表示を推進



図 4.56 DATE BIKE利用ガイド
出典：仙台コミュニティサイクル
DATE BIKEご利用ガイド



図 4.57 多言語HPによる紹介
出典：DISCOVER SENDAI
(Sendai Official Tourism Website)



図 4.58 鉄道駅構内への看板設置例
出典：小山市



図 4.59 案内看板の統一仕様案
出典：国土交通省

(8) サイクルツーリズムの推進と自転車を活用したコンテンツの創出支援

施策20 自転車を楽しむことが出来る環境づくり 【重点】

(施策の考え方)

本市には豊かな自然や温泉、祭り、歴史・文化資源、音楽、スポーツなどの多様な観光資源があり、また、東部地域には震災遺構やメモリアル施設が整備されています。

自転車を利用して地域の様々な資源を回遊できる環境の整備や、コンテンツの創出支援、サイクリングイベントの開催支援等を行うとともに、関係団体や民間事業者と連携を図りながら自転車利用促進の取り組みを推進します。

(具体的な取り組み)

- ①官民連携による、観光資源等を回遊できる仕組みの構築
- ②自転車を活用したコンテンツの創出支援
- ③サイクリングイベントの開催支援



図 4.60 SENDAI SATOYAMA RIDE

出典：仙台里山ライドHP



図 4.61 自転車を活用した体験プログラムも含む観光コンテンツの創出

出典：仙台旅先体験コレクション表紙



図 4.62 ツール・ド・東北 (2019年石巻専修大スタート風景)

写真提供：河北新報社



施策2-1 国、県、周辺自治体や関係団体と連携した震災復興・伝承みやぎルート of 整備

(施策の考え方)

自転車と観光を組み合わせた宮城県内のサイクルツーリズムを推進する官民連携の協議会において、東日本大震災の遺構や伝承施設を巡るサイクルルートとして“震災復興・伝承みやぎルート”が決定されています。

国内外からの来訪者が、自転車で快適かつ安全に巡ることができるよう、国、県、周辺自治体や関係団体と連携してルートの整備を進めます。

(具体的な取り組み)

- ・整備マニュアルに基づき案内看板や路面表示の設置等による自転車利用環境の整備



図 4.64 震災復興・伝承みやぎルートの課題と具体的な取り組み内容(案)のアウトプットイメージ(ハード整備)



図 4.63 震災復興・伝承みやぎルート

出典:宮城サイクルツーリズム推進協議会

施策2-2 サイクリストの受入サービスの充実

(施策の考え方)

サイクルルート上においては、休憩施設や有益な情報提供が求められます。地域の宿泊施設等と協力し、サポート体制の充実や国内外のサイクリストに必要な情報等の発信を行います。

(具体的な取り組み)

- ①サイクルステーションの設置や、鉄道駅・空港における受入サービスの充実、サイクルラックの普及・拡大
- ②走行ルートや周辺環境等について、マップやホームページなどによる情報発信



図 4.65 仙台空港のサイクリングポート及び輸行箱対応ロッカー

写真提供: 仙台国際空港(株)



図 4.66 地元産木材を利用したサイクルラック

出典: 石岡市

(9) 自転車を活用したライフスタイルの提案

施策2.3 自転車のメリットを活かした利用促進

(施策の考え方)

地域の持続的発展のためには、市民の健康維持や環境負荷低減に取り組むことが求められることから、運動効果や二酸化炭素排出量削減など自転車のメリットを活かした利用促進を図ります。

(具体的な取り組み)

- ① 自転車を活用した健康づくりの機会創出や啓発の実施
- ② 市民の環境配慮行動として、自転車利用を推進する啓発の実施



図 4.67 自転車通勤のメリット

出典：自転車通勤導入に関する手引き（国土交通省）

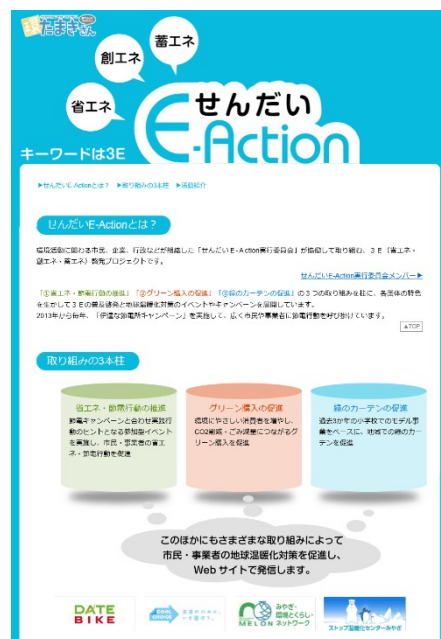


図 4.68 せんだいE-Action

出典：仙台市環境Webサイトたまきさん

施策2.4 企業等による自転車利用促進等の支援

(施策の考え方)

国土交通省により自転車通勤を推進する企業・団体の認証制度が創設され、自転車通勤を推進する取り組みが進められています。

また、コロナ禍における社会状況では、自転車通勤等の人との接触を低減する取り組みを推進する方針が国や本市において示されていることから、企業等での通勤・業務における自転車利用の促進を図ります。

図 4.69 自転車通勤導入に関する手引き（表紙）

出典：国土交通省





(具体的な取り組み)

- ①企業等に自転車通勤を促進する制度の周知や広報の実施
- ②「仙台市地球温暖化対策等の推進に関する条例」に基づく「温室効果ガス削減アクションプログラム」の参加事業者に対し、従業員の自転車利用等を促進



図 4.70 「自転車通勤推進企業」宣言プロジェクトの認定ロゴマーク
出典：国土交通省



図 4.71 「仙台市地球温暖化対策等の推進に関する条例」パンフレット（表紙）

(10) 緊急時等における自転車活用の推進

施策25 庁舎等への自転車配備

(施策の考え方)

大規模な災害によって交通遮断が起きた場合等においては、自動車の通行が困難な区域へ移動するための手段を確保する必要があります。また、新型コロナウイルスなど感染症拡大等の恐れがある社会状況では、防止対策を取った安全な移動が求められます。

市職員が災害対応や現場確認業務に円滑に対応できるよう、庁舎等に公用自転車を配備し、緊急時等の活用に備えます。

(具体的な取り組み)

- ・庁舎等に公用自転車を配備し、災害対応等業務における自転車活用を促進



図 4.72 庁舎等への自転車配備
(仙台市役所本庁舎 公用自転車置場)

施策26 災害時等における正しい自転車利用の推進

(施策の考え方)

大規模災害や非常事態時等の移動手段として、機動性に優れた自転車の活用は効果的です。災害時等における移動に際して、ルールを守った自転車の有効活用について検討します。

(具体的な取り組み)

- ・災害時等における移動手段として、ルールを守り自転車を有効活用する方策の検討

第5章 計画推進のための仕組み

1 評価指標と目標値

本計画の推進に当たり、施策の進捗状況や効果を的確に把握するため、基本方針ごとに評価指標とその目標値を設定します。当該目標値は、改善の余地が大きい項目に対策を集中することによって達成可能な水準や先進地域の状況等を踏まえたものとしています。

表 5.1 基本方針に対応する評価指標と目標値

基本方針	施策	評価指標と目標値
基本方針1： 自転車の安全 利用意識の さらなる向上	(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	●市民の自転車のルールに対する理解度 令和7年度 90% (令和2年度実績 81.7%) ※市民アンケートで計測
	(2) 協働による効果的な交通安全活動の推進	●市民の自転車のルールに対する遵守率 令和7年度 70% (令和2年度実績 56.1%) ※市内主要交差点等でのルール・マナー実態調査で計測
	(3) 一人ひとりの自転車安全利用意識を高める普及啓発活動の推進	●自転車損害賠償保険等の加入率 令和7年度 85% (令和2年度実績 59.9%) ※市民アンケートで計測 ●ヘルメット着用率 令和7年度 30% (令和2年度実績 13.3%) ※市民アンケートで計測
基本方針2： 自転車を安全・ 快適に利用で きる都市環境 の形成	(4) 自転車ネットワーク路線の選定・整備	●「自転車ネットワーク路線」の自転車通行空間整備延長 令和2年度末 13.4km → 令和7年度末 33.5km
	(5) 安全・安心に通行できる自転車通行空間の整備	●「あんしん通行路線」の自転車通行空間整備延長 令和2年度末 1.2km → 令和7年度末 6.4km
	(6) 利便性の高い駐輪環境の整備・更新	●都心部における放置自転車の台数 対前年度比「－」 (令和2年度実績 503台)
基本方針3： 自転車の強み を發揮した 地域づくり	(7) 都心部におけるコミュニティサイクルの利便性向上と観光利用の促進	●コミュニティサイクルの利用回数 令和7年度 100万回/年度 (令和2年12月末実績 49.8万回/年度)
	(8) サイクルツーリズムの推進と自転車を活用したコンテンツの創出支援	●週1回以上自転車を利用する割合 対前年度比「＋」 (令和2年度実績 28.3%) ※市民アンケートで把握
	(9) 自転車を活用したライフスタイルの提案	●自転車を活用したコンテンツの創出 各年度 2件
	(10) 緊急時における自転車活用の推進	
プラン全体		●自転車の事故件数 令和7年 350件 (令和元年実績 ^注) 544件 ●自転車が第一当事者となる自転車事故件数 令和7年 15件 (令和元年実績 ^注) 35件 ●本市の自転車施策に対する満足度 対前年度比「＋」 (令和2年度実績 30.8%) ※市民アンケートで把握

注) 令和2年の自転車の事故件数は、新型コロナウイルス感染症等の影響により特異な数値となっていることから、令和元年までの実績に基づき目標値を設定しています。

2 計画の推進体制

本計画における評価指標の目標値を達成するため、本市関係部局はもとより、国・県・警察・地域等が連携・協働して、自転車の安全な利活用に向けた必要な施策の推進を図ります。

3 計画のフォローアップ

本計画の進捗については、評価指標に基づき、毎年度PDCAの考え方によるフォローアップを実施し、各施策の進捗状況を確認します。また、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。



図 5.1 PDCAによる計画のフォローアップ

<資料編>

1 本計画の策定体制・策定経緯

(1) 本計画の策定体制

<仙台市自転車の安全な利活用推進計画策定委員会 委員名簿>

委員会における役職	氏名	所属・役職	備考
会長	小川 和久	東北工業大学教職課程センター 教授	
副会長	山口 哲男	宮城県自転車軽自動車商業協同組合 理事長	
委員	荒谷 義成	国土交通省東北地方整備局 仙台河川国道事務所 交通対策課長	
委員	北方 真起	自転車安全利用コンサルタント	
委員	木村 和博	公益社団法人宮城県バス協会 専務理事	熊沢 治夫 委員の後任として令和2年6月3日より委嘱
委員	日下 晋	公益財団法人仙台観光国際協会 常務理事 兼 事務局長 兼 総務企画部長	
委員	熊沢 治夫	公益社団法人宮城県バス協会 専務理事	
委員	武田 和子	一般社団法人宮城県交通安全協会 女性部長	
委員	武田 有紀	一般社団法人日本シェアサイクル協会 総務部会総務委員会 副委員長	
委員	西舘 禎	宮城県警察本部 交通部参事官兼交通企画課長	森 克夫 委員の後任として令和2年4月21日より委嘱
委員	本郷 敏章	公益財団法人仙台観光国際協会 専務理事	日下 晋 委員の後任として令和2年4月20日より委嘱
委員	森 克夫	宮城県警察本部 交通部参事官兼交通企画課長	
委員	渡邊 なおみ	仙台市PTA協議会 監事	
オブザーバー	鈴木 美緒	東海大学工学部土木工学科 特任准教授 (運輸安全委員会 非常勤委員)	



(2) 本計画の策定経緯

〈策定の経緯〉

年	月日	策定の経緯
令和2年	1月28日	第1回仙台市自転車安全な利活用推進計画策定委員会 (1) 委員会の運営について (2) 仙台市自転車安全な利活用推進計画の策定について (3) 仙台市における自転車利用を取り巻く状況 (4) 杜の都の自転車プランの取組み状況 (5) 仙台市自転車の利活用推進計画の方向性
	6月29日	第2回仙台市自転車安全な利活用推進計画策定委員会 (1) 前回の協議を踏まえた追加資料 (2) 仙台市自転車安全な利活用推進計画の骨子案について
	11月6日	第3回仙台市自転車安全な利活用推進計画策定委員会 (1) 仙台市自転車安全な利活用推進計画の中間案について (2) 中間案に関する市民意見募集の実施について
	12月1日 ～12月28日	市民意見募集（パブリックコメント）の実施
令和3年	2月8日	第4回仙台市自転車安全な利活用推進計画策定委員会 (1) 第3回委員会におけるご意見と本市の考え方について (2) 市民意見募集（パブリックコメント）の実施結果について (3) 仙台市自転車安全な利活用推進計画（最終案）について

2 市民意見募集(パブリックコメント)の実施結果

(1) 実施概要

- 1) 実施期間 令和2年12月1日（火）から令和2年12月28日（月）まで
- 2) 周知方法 市政だより12月号、市ホームページへの掲載、概要版及び本編の配布（各区役所・総合支所、市政情報センター・区政情報センター等）
- 3) 意見聴取方法 郵送、ファックス又はEメール

(2) 意見募集結果

- 1) 提出者数 20人・団体
- 2) 意見件数 38件
- 3) 意見の内訳

項目	件数
第1章 計画策定の趣旨	0件
第2章 自転車を取り巻く状況	1件
第3章 自転車関連施策の取組み状況と課題	2件
第4章 基本目標・方針と推進施策	33件
基本方針1 自転車安全利用意識のさらなる向上	(21件)
基本方針2 自転車を安全・快適に利用できる都市環境の形成	(9件)
基本方針3 自転車の強みを発揮した地域づくり	(3件)
第5章 計画推進のための仕組み	0件
その他	2件
合計	38件

3 用語解説

※本計画で用いる「自転車」は、以下のとおり定義しています。

・自転車

道路交通法第2条第1項第11号の2に規定される「自転車※」をいう。

※自転車：ペダル又はハンド・クランクを用い、かつ、人の力により運転する二輪以上の車（レールにより運転する車を除く。）であつて、身体障害者用の車椅子及び歩行補助車等以外のもの（人の力を補うため原動機を用いるものであつて、内閣府令で定める基準に該当するものを含む。）をいう。

－ あ －

・あんしん通行路線

本市独自の施策として、自転車ネットワーク路線以外の郊外部等で、優先的に自転車通行空間を整備することを位置付けた路線をいう。

－ か －

・コミュニティサイクル

一定のエリア内に複数の自転車貸出拠点を設置し、利用者がどの拠点でも自転車を借りたり返したりできる自転車利用の仕組み。

－ さ －

・サイクルツーリズム

自転車に乗ることを主な目的としたツーリングや、旅行やレジャーを主な目的とした行程の中で自転車を利用すること。

・シェア・ザ・ロード

歩行者、自転車、自動車等がお互いの立場を思いやる気持ちを基本として道路を安全に共有すること。

・自転車専用通行帯

道路交通法第20条第2項の道路標識により、車両通行帯の設けられた道路において、普通自転車が通行しなければならない車両通行帯として指定された車両通行帯をいう。

なお、道路構造令の改正（平成31年4月施行）により新たに位置づけられた自転車通行帯はこれと同義語であるが、本計画では、安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインによる定義に合わせて自転車専用通行帯の用語を用いている。



・自転車損害賠償保険等

自転車の利用に係る交通事故より生じた他人の生命又は身体の被害に係る損害を填補することを約する保険又は共済をいう。損害保険会社が販売するコンビニエンスストア、インターネットなどを窓口にして加入できる自転車向け保険のほか、自動車保険や火災保険、傷害保険などに特約としてプラスする個人賠償責任特約、自転車安全整備店で点検・整備を受けた自転車に貼付されるTSマークに付帯される保険等が該当する。

・自転車通行空間

自転車が通行するための道路、又は道路の部分をいう。

・自転車道

道路構造令第2条第1項第2号に規定される、専ら自転車の通行の用に供するために、縁石線又は柵その他これに類する工作物により区画して設けられる道路の部分をいう。

なお道路交通法上も、自転車道として扱われる。

・自転車ネットワーク路線

自転車通行空間を効果的、効率的に整備することを目的に選定された、面的な自転車ネットワークを構成する路線をいう。

・自転車歩行者道（自歩道）

道路構造令第2条第1項第3号に規定される、専ら自転車及び歩行者の通行の用に供するために、縁石線又は柵その他これに類する工作物により区画して設けられる道路の部分をいう。

なお、道路交通法上は、自転車歩行者道という定義はなく、歩道として扱われる。

本計画では、歩道内での「白線又は舗装着色等による歩行者と自転車利用者の分離」、「自転車利用者へ徐行等を促す表示物の設置」で整備した路線は、自転車歩行者道による暫定整備済みの取扱いとしている。

・車道混在

自転車道や自転車専用通行帯が設置されていない道路において、車道の左側端を自転車が通行する通行形態。安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインでは、矢羽根型路面表示や自転車ピクトグラム表示を用いて自転車が走る場所の目安と進行方向を明示する手法が推奨されている。

・スケアード・ストレイト

実際に起きた交通事故の様相や事故につながる危険な行為、事故の発生しやすい場所や状況を再現し、プロのスタントマンがその場で実演してみせることで事故の状況や原因を具体的に伝え、交通ルールを守ることの大切さを実感させることを目的とした交通安全教育手法の一つである。小・中学校、高等学校などの交通安全教室で採用されている。

- た -

・第一当事者

最初に交通事故に関与した車両等（列車を含む。）の運転者又は歩行者のうち、当該交通事故における過失が重い者をいい、また過失が同程度の場合には人身損傷程度が軽い者をいう。

- な -

・二次交通

一般的に、市域外から市域内の空港や鉄道駅などの交通拠点までの移動に用いる交通手段を一次交通といい、交通拠点から目的地までの移動に用いる交通手段を二次交通という。

- は -

・東日本大震災

2011年3月11日14時46分に、三陸沖の宮城県牡鹿半島の東南東130km付近で発生した、深さ24kmを震源とする地震を起因とした災害。マグニチュードは、1952年のカムチャッカ半島沖地震と同じ9.0で、日本国内観測史上最大規模、アメリカ地質調査（USGS）によれば、1900年以降、世界で4番目の規模。

・ピクトグラム

不特定多数の人々が利用する公共交通機関や公共施設、観光施設等において、文字・言語によらず対象物、概念又は状態に関する情報を提供する図形を指す。自転車の通行空間においても、案内・注意喚起のための看板や路面表示について、視覚的に工夫されたシンプルなデザインや色彩を用いることで、自転車のみならず、歩行者、自動車に対しても、自転車の通行ルール（通行の位置、方向、方法）を分かりやすく伝えることを意図する。

・附置義務駐輪場

仙台市では「仙台市自転車等駐車場の附置及び建設奨励に関する条例」において自転車・バイクの路上放置をなくすため、商業地の多くの人が集まる建物に駐輪場を設置することを条例で義務付けている。この条例によって作られた駐輪場を「附置義務駐輪場」という。

・歩道

道路構造令第2条第1項第1号に規定される、専ら歩行者の通行の用に供するために、縁石線又は柵その他これに類する工作物により区画して設けられる道路の部分という。

なお、道路交通法上も、歩道として扱われる。

- ま -

・MaaS（マース）

地域住民や旅行者の移動ニーズに対応して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせる検索・予約・決済等を一括で行うサービス。観光や医療等の目的地における交通以外のサービス等との連携により、移動の利便性向上や地域の課題解決にも資することが期待されている。



－ や －

・ 矢羽根型路面表示

車道で自転車が走る場所の目安と進行方向を路面表示により表すもの。自転車利用者だけでなく、自動車ドライバーに対しても、車道上の自転車通行位置を知らせる法定外の路面表示。

－ ら －

・ 路面表示

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令に規定されていない、法定外の路面に描かれた表示で、ペイント、石等で路面に描かれた線、記号又は文字をいう。

仙台市自転車の安全な利活用推進計画

令和3年度～令和7年度

(令和3年3月発行)

編集・発行

仙台市市民局生活安全安心部自転車交通安全課

〒980-8671

仙台市青葉区二日町1番23号

TEL 022-214-1075